

滋賀県議会議員定数検討委員会報告

令和3年(2021年)12月21日

滋賀県議会議長

富田博明様

滋賀県議会議員定数検討委員会

委員長 奥村芳正

議員定数検討委員会(以下「委員会」という。)は、議長の諮問を受け、滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数について検討するため、令和3年7月16日より7回にわたり委員会を開催し、慎重に審議を重ねてきた。

今般、ここに委員会としての結論を得たので、下記のとおり報告する。

なお、本報告は、令和5年に執り行われる次期一般選挙からの取扱いについて検討したものである。

記

1 議員の定数について

都道府県議会の議員の定数は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項において、都道府県が独自に条例で定めることとされている。

現在、本県では、議員の定数を44人としている。

令和2年に実施された国勢調査においては、本県は人口がわずかに増加している状況であり、本県と人口が類似している県とも比較し45人に増やすべきとの意見も一部の委員から出されたが、昨今の状況を鑑みると、定数を増やすことは避けるべきである。

以上のことから、現定数の44人を維持することが適当である。

2 選挙区について

都道府県議会の議員の選挙区は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第1項において、1つの市の区域、1つの市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域または隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかを基本として、都道府県が条

例で定めることとされている。

現在、本県では、彦根市犬上郡選挙区、近江八幡市竜王町選挙区および東近江市日野町愛荘町選挙区については合区がなされており、その他の選挙区については、それぞれ1つの市の区域をもって1選挙区とされている。

こうした状況を見直すべき特段の事情はないことから、現選挙区を維持することが適当である。

3 各選挙区において選挙すべき議員の数について

(1) 選挙区別定数の原則

各選挙区において選挙すべき議員の数（以下「選挙区別定数」という。）は、公職選挙法第15条第8項において、人口に比例して定めなければならない（以下「本文方式」という。）とされている。また、同項ただし書の規定により、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる（以下「ただし書方式」という。）とされている。

(2) 検討の経過

令和2年に実施された国勢調査の人口を基に、議員定数を44人とし本文方式を適用した場合、現行の選挙区別定数からは、長浜市選挙区および高島市選挙区が1人減となり、高島市選挙区は1人区となる一方、大津市選挙区および守山市選挙区が1人増となる。また、選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差（いわゆる1票の較差）は1.836倍に拡大することから、ただし書方式を適用すべきとの意見が出され、その適用方法について、様々な意見が出された。

まず、住民の多様な意見を反映させるためには1人区の数で現行条例で定める1人区の数より増やさないことが必要であることなどから高島市選挙区の定数を本文方式から1人増の2人とし、本文方式から減員する選挙区については、1票の較差が最小となる大津市選挙区とすべきである、との意見が出された。

一方、上記に加えて、人口減少地域の定数が減ると、地域の実情を知る議員の比率が低くなり、人口減少地域の意見が届きにくくなること、また、地域間の人口較差が大きくなる中、湖北地域の県民の声が反映されにくい状況となることなどから、長浜市選挙区の定数を本文方式から1人増員し4人とし、本文方式から減員する選挙区については、1票の較差が本文方式より小さくなる守山市選挙区とすべきである、との意見が出された。

(3) 検討結果

本委員会では、こうした意見について、様々な観点から検討を行い、論議を重ね、採決した結果、住民の多様な意見を反映させるためには1人区の数を現行条例で定める1人区の数より増やさないことが必要であること、1票の較差が最小となる組み合わせを選択すべきであることなどから、大津市選挙区および高島市選挙区についてはただし書方式を適用し、大津市選挙区の定数を10人、高島市選挙区の定数を2人とすること、その他の選挙区については本文方式を適用することが適当であるとの結論に至った。

なお、次回の検討に当たっては、本県の性質や地域の実情等の様々な事情を考慮し検討すべきとの意見があった。

4 結論

以上の検討をもとに、滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および選挙区別定数をまとめると、別表のとおりである。

(別表)

選挙区	令和2年 国勢調査 人口 (確定値)	【検討結果】 定数・44人 ただし書		
		選挙 区別 定数	議員1人 当たり 人口	1票の 較差
大津市	345,070	10	34,507	1.488
彦根市郡	134,415	4	33,604	1.449
長浜市	113,636	3	37,879	1.634
近江八幡市町	92,911	3	30,970	1.336
草津市	143,913	4	35,978	1.552
守山市	83,236	3	27,745	1.197
栗東市	68,820	2	34,410	1.484
甲賀市	88,358	3	29,453	1.270
野洲市	50,513	2	25,257	1.089
湖南市	54,460	2	27,230	1.174
高島市	46,377	2	23,189	1.000
東近江市町 日野町愛荘町	154,676	5	30,935	1.334
米原市	37,225	1	37,225	1.605
合計	1,413,610	44	32,128	

(参考資料)

選挙区	令和2年 国勢調査 人口 (確定値)	定数・44人 本文			定数・44人 現行の選挙区別定数に よった場合		
		選挙 区別 定数	議員1人 当たり 人口	1票の 較差	選挙 区別 定数	議員1人 当たり 人口	1票の 較差
大津市	345,070	11	31,370	1.242	10	34,507	1.488
彦根市郡	134,415	4	33,604	1.330	4	33,604	1.449
長浜市	113,636	3	37,879	1.500	4	28,409	1.225
近江八幡市町	92,911	3	30,970	1.226	3	30,970	1.336
草津市	143,913	4	35,978	1.425	4	35,978	1.552
守山市	83,236	3	27,745	1.099	2	41,618	1.795
栗東市	68,820	2	34,410	1.362	2	34,410	1.484
甲賀市	88,358	3	29,453	1.166	3	29,453	1.270
野洲市	50,513	2	25,257	1.000	2	25,257	1.089
湖南市	54,460	2	27,230	1.078	2	27,230	1.174
高島市	46,377	1	46,377	1.836	2	23,189	1.000
東近江市町 日野町愛荘町	154,676	5	30,935	1.225	5	30,935	1.334
米原市	37,225	1	37,225	1.474	1	37,225	1.605
合計	1,413,610	44	32,128		44	32,128	